

会員規約一部改訂のお知らせ

2025年3月3日(月)より、「会員規約」の内容を一部改訂いたしましたので、ご案内申し上げます。

■主な改訂内容

クレジットカード会員規約

1. カード会員規約 新旧対照表 ※変更箇所のみ抜粋版

改訂前	改訂後
<p>第12条（カードの紛失・盗難）</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、会員がカードを紛失、及び盗難等にあったときは直ちに当社宛まで連絡をするとともに、最寄の警察署に届け出を行、その後速やかに所定の紛失盗難届けを提出した場合には、次項に定める場合を除き、紛失盗難等の後にカード利用がなされたものについて、会員は支払いの責を負わないものとします。</p> <p>3. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、会員は支払いの責を負うものとします。</p> <p>(1) 会員の故意または重大な過失により紛失盗難等が生じた場合。</p> <p>(2) 本規約に違反している状況において、紛失盗難等が生じた場合。</p> <p>(3) 会員の家族・同居人等、会員の関係者自らにより、もしくはこれらの方が第三者に協力することで不正に利用された場合。</p> <p>(4) 戦争・地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失盗難等が生じた場合。</p> <p>(5) 会員が当社の請求する書類を提出しない、または虚偽の申告をした場合、あるいは当社の行う被害状況の調査に対する協力を拒んだ場合。</p> <p>(6) 紛失盗難等の通知を当社が受理した日より61日以前に当該カードが利用されていた場合。</p>	<p>第12条（カードの紛失・盗難等）</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、会員がカード及びカード情報を、紛失した場合、盗難にあった場合、もしくは詐取その他不正取得された場合（以下「紛失等」といいます。）は、直ちに当社宛まで連絡をするとともに（カードの紛失または盗難の場合には最寄の警察署に届け出を行うことも要するものとする）、その後速やかに当社に対して所定の紛失等に係る届けを提出した場合には、次項に定める場合を除き、紛失等の後に他人によりカード利用がなされたものについて、会員は支払いの責を負わないものとします。</p> <p>3. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、会員は支払いの責を負うものとします。</p> <p>(1) 会員の故意または重大な過失により紛失等が生じた場合。</p> <p>(2) 本規約に違反している状況において、紛失等が生じた場合。</p> <p>(3) 会員の家族・同居人等、会員の関係者自らにより、もしくはこれらの方が第三者に協力することで利用された場合。</p> <p>(4) 戦争・地震等、著しい社会秩序の混乱の際に紛失等が生じた場合。</p> <p>(5) 会員が当社の請求する書類を提出しない、または、当該書類、前項に定める連絡もしくは届出等に関して虚偽の申告をした場合（重要な事実を告げない場合を含む）、あるいは当社の行う被害状況の調査に対する協力を拒んだ場合。</p> <p>(6) 前項に定める紛失等の連絡を当社が受理した日より61日以前に当該カードが利用されていた場合。但し、当該連絡の時期について会員に責任がないと当社が</p>

改訂前	改訂後
<p>(7) 紛失→盗難等による第三者の不正使用が、会員の故意または過失による会員の個人情報（生年月日や電話番号等）漏洩と因果関係のある場合。</p> <p>(8) カード利用の際、使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合。但し、登録された暗証番号の選択または管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではないものとします。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(9) カード裏面に会員自らの署名のない場合。</p>	<p><u>認めた場合は、この限りではないものとします。</u></p> <p>(7) 紛失等による第三者の利用が、会員の故意または過失による会員の個人情報（生年月日や電話番号等）漏洩と因果関係のある場合。</p> <p>(8) 利用の際、使用された暗証番号と登録された暗証番号が一致している場合。但し、登録された暗証番号の選択または管理において会員に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではないものとします。</p> <p><u>(9) 会員において過去に今回の紛失等とは別に紛失等が生じており、当該過去の紛失等が会員の過失に起因する場合。</u></p> <p><u>(10) 会員が当社に届け出ている連絡先になされた当社による利用確認の通知に対して認証されたうえで、利用された場合。但し、認証されたことについて会員に責任がないと当社が認めた場合は、この限りではないものとします。</u></p> <p>(11) カード裏面に会員自らの署名のない場合。</p>
<p>第13条（カードの再発行）</p> <p>カードの紛失→盗難・汚損・破損・会員の暗証番号相違によりカードの利用ができなくなったとき、その他当社の定める事由が生じた場合は所定の手続きを行い、当社が会員の支払状況、本規約の遵守状況等を考慮し、適当と認めた場合に限りカードの再発行を行います。この場合、会員は自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても、所定の再発行手数料を支払うものとします。但し、当社が特に認めた場合は支払を免除することができるものとします。</p>	<p>第13条（カードの再発行）</p> <p>カードの紛失等・汚損・破損・会員の暗証番号相違によりカードの利用ができなくなったとき、<u>カード情報を紛失等したとき</u>、その他当社の定める事由が生じた場合は所定の手続きを行い、当社が会員の支払状況、本規約の遵守状況等を考慮し、適当と認めた場合に限りカードの再発行を行います。この場合、会員は自己に貸与されたカードの他、家族カードの再発行についても、所定の再発行手数料を支払うものとします。但し、当社が特に認めた場合は支払を免除することができるものとします。</p>
<p>第22条（会員の再審査、カードの利用・貸与の停止等）</p> <p>4. 当社は、会員のカード利用に際し、第三者による不正使用の可能性があると判断した場合、利用を断る場合があります。</p>	<p>第22条（会員の再審査、カードの利用・貸与の停止等）</p> <p>4. 当社は、会員のカード利用に際し、第三者による不正利用の可能性があると判断した場合、<u>会員へ事前に通知することなく</u>、利用を制限または断る場合があります。</p>

2. 各特約 新旧対照表 ※変更箇所のみ抜粋版

(1) エムアイカード 特約

改訂前	改訂後
(新設)	<p><u>年会費に関する特約</u></p> <p><u>この年会費に関する特約（以下「本特約」といいます。）は、株式会社エムアイカード（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカード並びに、当社が株式会社三越伊勢丹ホールディングス企業グループの百貨店の各運営会社（以下、総称して「グループ百貨店」といいます。）またはその他企業と提携して発行するクレジットカードのご利用の条件について定めるものであり、当社が別途定める「カード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）に追加して適用されるものです。両規定が重複する場合は、本特約が優先します。</u></p>
(新設)	<p><u>第1条（本特約の適用）</u></p> <p><u>本特約が適用されるクレジットカードは次のとおりです。</u></p> <p><u>「ミーツ エムアイカード」</u></p> <p><u>「ラシック エムアイカード」</u></p>
(新設)	<p><u>第2条（年会費）</u></p> <p><u>会員規約第7条の定めにかかわらず、家族会員のカードを含め、年会費を無料とします。</u></p>

(2) 百貨店カード 特約

改訂前	改訂後
<p>百貨店カード 特約</p> <p>この百貨店カード特約（以下「本特約」といいます。）は、株式会社エムアイカード（以下「当社」といいます。）が、株式会社三越伊勢丹ホールディングス企業グループの百貨店の各運営会社（以下、総称して「グループ百貨店」といいます。）と提携して発行するクレジットカードのご利用の条件について定めるものであり、当社が別途定める「カード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）に追加して適用されるものです。両規定が重複する場合は、本特約が優先します。</p>	<p>百貨店カード 特約</p> <p>この百貨店カード特約（以下「本特約」といいます。）は、株式会社エムアイカード（以下「当社」といいます。）が、株式会社三越伊勢丹ホールディングス企業グループの百貨店の各運営会社（以下、総称して「グループ百貨店」といいます。）と提携して発行するクレジットカード（<u>但し、「エムアイカード ベーシック」は除く</u>）のご利用の条件について定めるものであり、当社が別途定める「カード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）に追加して適用されるものです。両規定が重複する場</p>

改訂前	改訂後
	合は、本特約が優先します。
第1条(カード名称) 当社がグループ百貨店と提携して発行するクレジットカードの名称は、本規約の表紙等に記載したものととなります。	(削除)
第2条(年会費の特典) 会員規約第7条の定めにかかわらず、会員(但し、ゴールドカード及びプラチナカードの本会員と家族会員は除く)は入会初年度に限り、年会費無料の特典を受けることができます。但し、会員が退会后、再度入会する場合は、この特典は受けられません。	第1条(年会費の特典) 会員規約第7条の定めにかかわらず、会員(但し、ゴールドカード及びプラチナカードの本会員と家族会員は除く)は入会初年度に限り、年会費無料の特典を受けることができます。但し、会員が退会后、再度入会する場合は、この特典は受けられません。

(3) VIORO カード 特約

改訂前	改訂後
第1条(カード名称) 当社がVIOROと提携して発行するクレジットカードを「VIOROカード」と称します。	(削除)
第2条(会員規約の特則) 会員規約第30条6項の規定にかかわらず、「ボーナス時支払額指定分割払い」は適用しないものとします。	第1条(会員規約の特則) 会員規約第30条6項の規定にかかわらず、「ボーナス時支払額指定分割払い」は適用しないものとします。

(4) 鹿島神宮カード 特約

改訂前	改訂後
第1条(カード名称) 当社が鹿島神宮と提携して発行するクレジットカードを「鹿島神宮カード」と称します。	(削除)

改訂前	改訂後
<p>第2条（会員規約の特則）</p> <p>会員規約第30条6項の規定にかかわらず、「ボーナス時支払額指定分割払い」は適用しないものとします。</p>	<p>第1条（会員規約の特則）</p> <p>会員規約第30条6項の規定にかかわらず、「ボーナス時支払額指定分割払い」は適用しないものとします。</p>

（5）野村不動産グループカスタマークラブゴールドカード 特約

改訂前	改訂後
<p>第1条（カード名称）</p> <p>当社が野村不動産と提携して発行するクレジットカードを「野村不動産カスタマークラブゴールドカード」と称します。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第2条（会員資格）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会員が本クラブ会員の資格を喪失した場合には、カード会員の資格を喪失することがあります。 2. 本会員が、当社からカード会員の資格を取り消される場合があっても、このことにより、本クラブ会員としての資格を喪失するものではありません。 3. 家族会員は本クラブ会員である必要はありません。 	<p>第1条（会員資格）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本会員が本クラブ会員の資格を喪失した場合には、カード会員の資格を喪失することがあります。 2. 本会員が、当社からカード会員の資格を取り消される場合があっても、このことにより、本クラブ会員としての資格を喪失するものではありません。 3. 家族会員は本クラブ会員である必要はありません。

（6）nimoca MICARD 特約

改訂前	改訂後
<p>この「nimoca MICARD 特約」（以下「本特約」といいます。）は、株式会社エムアイカード（以下「当社」といいます。）が、株式会社ニモカ（以下、「ニモカ」といいます。）と提携して発行するクレジットカードのご利用の条件について定めるものであり、当社が別途定める「カード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）に追加して適用されるものです。両規定が重複する場合は、本特約が優先します。又、本カードのnimocaカード機能部分については、本特約及び本特約に定めのない事項についてはニモカの定めるnimoca規則等が適用されます。</p>	<p>この「nimoca MICARD 特約」（以下「本特約」といいます。）は、株式会社エムアイカード（以下「当社」といいます。）が、株式会社ニモカ（以下、「ニモカ」といいます。）と提携して発行し、<u>クレジットカード機能部分は当社、nimocaカード機能部分はニモカが提供</u>するクレジットカードのご利用の条件について定めるものであり、当社が別途定める「カード会員規約」（以下「会員規約」といいます。）に追加して適用されるものです。両規定が重複する場合は、本特約が優先します。又、本カードのnimocaカード機能部分については、本特約及び本特約に定めのない事項についてはニモカの定めるnimoca規則等が適用されます。</p>

改訂前	改訂後
<p>第1条（カード名称） 当社がニモカと提携して発行し、クレジットカード機能部分は当社、nimocaカード機能部分はニモカが提供するカードを「nimocaMICARD」（以下「本カード」といいます。）と称します。</p>	<p>（削除）</p>
<p>第2条（会員） 会員とは、当社の定める本特約及びカード会員規約、並びにニモカの定める nimoca 取扱規則、クレジット nimoca 特約及び nimoca ポイントサービス規則（以下、総称して「nimoca 規則等」といいます。）を承認のうえ、当社及びニモカ（以下「両社」といいます。）に本カードについての利用を申し込み、両社がそれを認め入会した方をいいます。</p>	<p>第1条（会員） 会員とは、当社の定める本特約及びカード会員規約、並びにニモカの定める nimoca 取扱規則、クレジット nimoca 特約及び nimoca ポイントサービス規則（以下、総称して「nimoca 規則等」といいます。）を承認のうえ、当社及びニモカ（以下「両社」といいます。）に本カードについての利用を申し込み、両社がそれを認め入会した方をいいます。</p>
<p>第3条（カードの貸与） 本カードの所有権は、当社とニモカに共有的に帰属し、カードは両社から会員に貸与するものとします。</p>	<p>第2条（カードの貸与） 本カードの所有権は、当社とニモカに共有的に帰属し、カードは両社から会員に貸与するものとします。</p>
<p>第4条（両社のサービス等の利用）</p> <p>1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、両社が提供する機能及びサービスを受ける場合、各々の会員規約・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。</p> <p>（1）当社が提供するショッピング機能及び金融サービス機能、並びに付帯サービス</p> <p>（2）ニモカが提供する I C 乗車券サービス及び電子マネーサービス、nimoca ポイントサービス、その他の付帯サービス</p> <p>2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、両社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。</p>	<p>第3条（両社のサービス等の利用）</p> <p>1. 本カードのサービス等は、次の各号に定めるものとします。会員は、両社が提供する機能及びサービスを受ける場合、各々の会員規約・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。</p> <p>（1）当社が提供するショッピング機能及び金融サービス機能、並びに付帯サービス</p> <p>（2）ニモカが提供する I C 乗車券サービス及び電子マネーサービス、nimoca ポイントサービス、その他の付帯サービス</p> <p>2. 会員は、機能またはサービスについて問い合わせる場合は、両社のうち当該機能またはサービスを提供する各社に連絡するものとします。</p>
<p>第5条（nimoca ポイントサービス） 本カードについては、ニモカが企画・運営・提供する nimoca ポイントサービスが nimoca ポイントサービス規則及びクレジット nimoca 特約に基づき提供され、当社が提供するポイントプログラムは提供されません。</p>	<p>第4条（nimoca ポイントサービス） 本カードについては、ニモカが企画・運営・提供する nimoca ポイントサービスが nimoca ポイントサービス規則及びクレジット nimoca 特約に基づき提供され、当社が提供するポイントプログラムは提供されません。</p>

改訂前	改訂後
<p>第6条（カードの紛失・盗難等の届出先）</p> <p>会員が本カードを紛失及び盗難等にあったときは、当社の定めるカード会員規約及びニモカの定める nimoca 規則等に基づき、両社にその旨届け出、両社所定の手続きをとるものとします。</p>	<p>第5条（カードの紛失・盗難等の届出先）</p> <p>会員が本カードを紛失及び盗難等にあったときは、当社の定めるカード会員規約及びニモカの定める nimoca 規則等に基づき、両社にその旨届け出、両社所定の手続きをとるものとします。</p>
<p>第7条（届出事項の変更）</p> <p>カード会員規約第14条第1項に基づき、会員が本カードのクレジットカード機能部分に関する届出事項の変更を当社へ通知した場合、nimoca カード機能部分に関するニモカへの通知もあったものとみなします。</p>	<p>第6条（届出事項の変更）</p> <p>カード会員規約第14条第1項に基づき、会員が本カードのクレジットカード機能部分に関する届出事項の変更を当社へ通知した場合、nimoca カード機能部分に関するニモカへの通知もあったものとみなします。</p>
<p>第8条（会員資格の喪失）</p> <p>会員が、当社もしくはニモカの一方から、会員資格を取り消された場合には、両社の会員としての資格も喪失するものとします。</p>	<p>第7条（会員資格の喪失）</p> <p>会員が、当社もしくはニモカの一方から、会員資格を取り消された場合には、両社の会員としての資格も喪失するものとします。</p>
<p>第9条（免責）</p> <p>1. 会員の nimoca カード機能部分における利用やサービス提供等に関する責任はニモカが有し、当社は一切責任を負いません。</p> <p>2. 会員のクレジットカード機能部分における利用やサービスの提供等に関する責任は当社が有し、ニモカは一切責任を負いません。</p>	<p>第8条（免責）</p> <p>1. 会員の nimoca カード機能部分における利用やサービス提供等に関する責任はニモカが有し、当社は一切責任を負いません。</p> <p>2. 会員のクレジットカード機能部分における利用やサービスの提供等に関する責任は当社が有し、ニモカは一切責任を負いません。</p>
<p>第10条（適用除外）</p> <p>会員規約中の、家族会員に関する規定は適用されないものとします。</p>	<p>第9条（適用除外）</p> <p>会員規約中の、家族会員に関する規定は適用されないものとします。</p>

3. 個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項 新旧対照表 ※変更箇所のみ抜粋版

改訂前	改訂後
<p>第2条（信用情報機関への登録・利用）</p> <p>3. 当社が加盟する信用情報機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を取得するものとします。</p> <p>名称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階</p> <p>電話：0120-810-414</p> <p>ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp</p> <p>株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業等の詳細は、前述の同社が開設しているホームページを参照ください。</p> <p>名称：株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>住所：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館</p> <p>電話：0570-055-955</p> <p>ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/</p> <p>株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業の詳細は、前述の同社が開設しているホームページを参照ください。</p> <p>4. 当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関は、下記のとおりです。 <株式会社シー・アイ・シーが提携する信用情報機関></p> <p>提携する信用情報機関に関する問い合わせは、株式会社シー・アイ・シーへ問い合わせください。</p> <p>名称：全国銀行個人信用情報センター</p> <p>住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</p> <p>電話：03-3214-5020</p>	<p>第2条（信用情報機関への登録・利用）</p> <p>3. 当社が加盟する信用情報機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を取得するものとします。</p> <p>名称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階</p> <p>電話：0120-810-414</p> <p>ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp</p> <p>株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業等の詳細は、前述の同社が開設しているホームページを参照ください。</p> <p>名称：株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階</p> <p>電話：0570-055-955</p> <p>ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/</p> <p>株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業の詳細は、前述の同社が開設しているホームページを参照ください。</p> <p>4. 当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関は、下記のとおりです。 <株式会社シー・アイ・シーが提携する信用情報機関></p> <p>提携する信用情報機関に関する問い合わせは、株式会社シー・アイ・シーへ問い合わせください。</p> <p>名称：全国銀行個人信用情報センター</p> <p>住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</p> <p>電話：03-3214-5020</p>

改訂前	改訂後
<p>ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※ 全国銀行個人信用情報センターは、金融機関とその関係会社を会員とする信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、前述の同情報センターが開設しているホームページを参照ください。</p> <p>名称：株式会社日本信用情報機構</p> <p>住所：〒110-0014 東京都台東区北土野一丁目10番14号</p> <p>住友不動産土野ビル5号館</p> <p>電話：0570-055-955</p> <p>ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p> <p>※ 全国銀行個人信用情報センターは、金融機関とその関係会社を会員とする信用情報機関です。同情報センターの加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、前述の同情報センターが開設しているホームページを参照ください。</p> <p>名称：株式会社日本信用情報機構</p> <p>電話：0570-055-955</p> <p>ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/</p> <p>(以下、省略)</p>

ローンエムアイカード会員規約

1. ローンエムアイカード会員規約 新旧対照表 ※変更箇所のみ抜粋版

改訂前	改訂後
<p>第6条（借入れ）</p> <p>3. 会員は、当社が提携している金融機関等の現金自動貸出機（CD）または現金自動預払機（ATM、以下CDとATMを総称して「ATM等」といいます。）において、当該ATM等の稼働時間中、当該ATM等の定められた操作方法に従い、借入金額及び返済方法を指定のうえ、カードを使用して金銭を借り入れることができるものとします。この場合において、借入金額は、原則として1万円以上1万円単位となります。ただし、ATM等により、借入金額、返済方法の指定等が制限される場合があります。</p>	<p>第6条（借入れ）</p> <p>3. 会員は、当社が提携している金融機関等の現金自動貸出機（CD）または現金自動預払機（ATM、以下CDとATMを総称して「ATM等」といいます。）において、当該ATM等の稼働時間中、当該ATM等の定められた操作方法に従い、借入金額及び返済方法を指定のうえ、カードを利用して金銭を借り入れることができるものとします。この場合において、借入金額は、原則として1万円以上1万円単位となります。ただし、ATM等により、借入金額、返済方法の指定等が制限される場合があります。</p>
<p>第18条（カードの紛失・盗難）</p> <p>1. カードまたはカード番号及び暗証番号を利用して行われた借入に係る債務については、全て会員が責任を負うものとします。ただし登録した暗証番号の選定及び管理に関し、会員に故意または過失がないことを会員が証明した場合はこの限りではありません。</p>	<p>第18条（カードの紛失・盗難）</p> <p>1. カードまたはカード番号及び暗証番号を利用して行われた借入に係る債務については、全て会員が責任を負うものとします。ただし登録した暗証番号の選定及び管理並びに当社からの利用確認通知に対する認証に関し、会員に故意または過失がないことを会員が証明した場合はこの限りではありません。</p>
<p>第22条（会員の再審査・カードの利用・貸与の停止等）</p> <p>（新設）</p>	<p>第22条（会員の再審査・カードの利用・貸与の停止等）</p> <p><u>5. 当社は、会員のカード利用に際し、第三者による不正利用の可能性があると判断した場合、会員へ事前に通知することなく、利用を制限または断る場合があります。</u></p>

2. ローンエムアイカード個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項 新旧対照表 ※変更箇所のみ抜粋版

改訂前	改訂後
<p>第2条（信用情報期間への登録・利用）</p> <p>3. 当社が加盟する信用情報機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を取得するものとします。</p> <p>名称：株式会社シー・アイ・シー（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階</p> <p>電話：0120-810-414</p> <p>ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp</p> <p>※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業等の詳細は、前述の同社が開設しているホームページを参照ください。</p> <p>名称：株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>住所：〒110-0014 東京都台東区北土野一丁目10番14号 住友不動産土野ビル5号館</p> <p>電話：0570-055-955</p> <p>ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/</p> <p>※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業等の詳細は、前述の同社が開設しているホームページを参照ください。</p> <p>4. 当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関は、下記のとおりです。 <株式会社シー・アイ・シーが提携する信用情報機関></p> <p>提携する信用情報機関に関する問い合わせは、株式会社シー・アイ・シーへ問い合わせください。</p> <p>名称：全国銀行個人信用情報センター</p> <p>住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</p> <p>電話：03-3214-5020</p> <p>ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/index.html</p>	<p>第2条（信用情報期間への登録・利用）</p> <p>3. 当社が加盟する信用情報機関の名称・住所・電話番号は以下のとおりです。また、本契約期間中に新たに信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を取得するものとします。</p> <p>名称：株式会社シー・アイ・シー（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>住所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階</p> <p>電話：0120-810-414</p> <p>ホームページアドレス：https://www.cic.co.jp</p> <p>※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業等の詳細は、前述の同社が開設しているホームページを参照ください。</p> <p>名称：株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）</p> <p>住所：〒110-0014 東京都台東区北土野一丁目10番14号</p> <p>電話：0570-055-955</p> <p>ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/</p> <p>※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業等の詳細は、前述の同社が開設しているホームページを参照ください。</p> <p>4. 当社が加盟する信用情報機関が提携する信用情報機関は、下記のとおりです。 <株式会社シー・アイ・シーが提携する信用情報機関></p> <p>提携する信用情報機関に関する問い合わせは、株式会社シー・アイ・シーへ問い合わせください。</p> <p>名称：全国銀行個人信用情報センター</p> <p>住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1</p> <p>電話：03-3214-5020</p> <p>ホームページアドレス：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</p>

改訂前	改訂後
<p>※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業等の詳細は、前述の同情報センターが開設しているホームページを参照ください。</p> <p>名称：株式会社日本信用情報機構</p> <p>住所：〒110-0014 東京都台東区北土野一丁目10番14号</p> <p>住友不動産土野ビル5号館</p> <p>電話：0570-055-955</p> <p>ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/</p> <p>(以下、省略)</p>	<p>※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業等の詳細は、前述の同情報センターが開設しているホームページを参照ください。</p> <p>名称：株式会社日本信用情報機構</p> <p>電話：0570-055-955</p> <p>ホームページアドレス：https://www.jicc.co.jp/</p> <p>(以下、省略)</p>

以上